

令和7年 不動産鑑定士試験受験案内

土地鑑定委員会

願書受付期間

令和7年2月6日(木)～3月7日(金)

※郵送による申請の場合は、令和7年3月7日(金)までの消印有効
(願書配付期間 令和7年2月5日(水)～3月7日(金))

願書申請方法

- (1) 電子申請：e-Gov電子申請で受け付けます。
- (2) 書面申請：国土交通省で受け付けます。

試験日程

	試験期日	試験時間	試験科目
短答式試験	5月18日(日)	10:00～12:00	不動産に関する行政法規
		13:30～15:30	不動産の鑑定評価に関する理論
論文式試験	8月2日(土)	10:00～12:00	民法
		13:30～15:30	経済学
	8月3日(日)	10:00～12:00	会計学
		13:30～15:30	不動産の鑑定評価に関する理論
	8月4日(月)	10:00～12:00	不動産の鑑定評価に関する理論
		13:30～15:30	不動産の鑑定評価に関する理論(演習)

(注) 各試験とも、試験場の開場時刻は9:15。各試験開始の15分前までに着席。

合格発表日(予定) 短答式試験 令和7年 6月25日(水)
論文式試験 令和7年10月17日(金)

試験地

- (1) 短答式試験：北海道札幌市 宮城県仙台市 東京都特別区 新潟県新潟市
愛知県名古屋市 大阪府大阪市 広島県広島市 香川県高松市
福岡県福岡市 沖縄県那覇市
- (2) 論文式試験：東京都特別区 大阪府大阪市 福岡県福岡市

目次

表紙	1
目次	2
1. 試験概要	4
(1) 試験の目的及び方法	
(2) 受験資格	
(3) 試験科目及び出題範囲	
(4) 合格基準	
2. 申込手続	6
(1) 電子申請の場合	
(2) 書面申請の場合	
3. 受験票	8
(1) 短答式試験の受験票	
(2) 論文式試験の受験票	
4. 試験地及び試験場	8
(1) 短答式試験の試験地	
(2) 論文式試験の試験地	
(3) 試験場	
(4) 試験場の注意事項	
5. 試験当日	9
(1) 試験当日の日程	
(2) 携行品	
(3) 注意事項	
6. 合格発表	12
(1) 短答式試験の合格発表	
(2) 論文式試験の合格発表	
7. その他の手続	12
(1) 短答式試験の免除	
(2) 論文式試験の科目の一部免除	
(3) 受験願書の提出後、記入事項に変更があった場合	
(4) 身体上の障害等に係る特別措置	
(5) 論文式試験の成績通知	

8. 個人情報の取扱い	15
9. 受験願書記入上の注意	15
受験願書（書面申請）の記入例	16
受験願書提出用封筒の記載例	18
受験願書（電子申請）の記入例	19
受験願書配付から合格証書送付まで	20

試験に関する最新の情報については、国土交通省ウェブサイトをご覧ください。
また、X（旧 Twitter）でも情報を配信しています。

国土交通省ウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/shiken.html>



公式 X（旧 Twitter）アカウント

https://x.com/mlit_kanteishi



受験に関する問合せ先

土地鑑定委員会事務局

（国土交通省 不動産・建設経済局 地価調査課 不動産鑑定士係）

電話：03-5253-8378

FAX：03-5253-1578

住所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

（受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く10:00～12:00、13:00～18:00）

1. 試験概要

(1) 試験の目的及び方法

不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います。

不動産鑑定士試験に合格した者は、実務修習を修了し、国土交通省に備える不動産鑑定士名簿に登録を受けることにより不動産鑑定士となることができます。

(2) 受験資格

年齢、学歴、国籍、実務経験等に関係なく受験できます。

論文式試験は、本年実施の短答式試験に合格した者及び令和5年又は令和6年の短答式試験の合格者のうち本年の受験申請において短答式試験の免除申請をした者が受験できます。

(3) 試験科目及び出題範囲

次に記載する法令及び諸規程（不動産鑑定評価基準等を含む。）については、いずれの科目についても令和6年9月1日時点で施行されているものから出題します。

<短答式試験>

不動産に関する行政法規

出題形式：択一式（マークシート方式）

出題範囲：次の①に掲げる法律を中心に、②に掲げる法律を含みます（関係する施行令、施行規則等を含む。）。

①：土地基本法、不動産の鑑定評価に関する法律、地価公示法、国土利用計画法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、建築基準法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（建物の区分所有等に関する法律の引用条項を含む。）、不動産登記法、土地収用法、土壤汚染対策法、文化財保護法、農地法、所得税法（第1編から第2編第2章第3節までに限る。）、法人税法（第1編から第2編第1章第1節までに限る。）、租税特別措置法（第1章、第2章並びに第3章第5節の2及び第6節に限る。）、地方税法

②：都市緑地法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、宅地造成及び特定盛土等規制法、宅地建物取引業法、自然公園法、自然環境保全法、森林法、道路法、河川法、海岸法、公有水面埋立法、国有財産法、相続税法、景観法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、不動産特定共同事業法（第1章に限る。）、資産の流動化に関する法律（第1編及び第2編第1章に限る。）、投資信託及び投資法人に関する法律（第1編、第2編第1章及び第3編第2章第2節に限る。）、金融商品取引法（第1章に限る。）

不動産の鑑定評価に関する理論

出題形式：択一式（マークシート方式）

出題範囲：不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項

<論文式試験>

民 法

出題形式：論文式

出題範囲：民法第1編から第3編までを中心に、同法第4編及び第5編並びに次の特別法を含む。
借地借家法、建物の区分所有等に関する法律

経 済 学

出題形式：論文式

出題範囲：ミクロ及びマクロの経済理論と経済政策論

会 計 学

出題形式：論文式

出題範囲：財務会計論（企業の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、関係法令及び会計諸規則を含む。）

不動産の鑑定評価に関する理論

出題形式：論文式（演習による出題を含む。）

出題範囲：不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項

※ 試験の免除については、「7. その他の手続（12～14頁）」をご覧ください。

(4) 合格基準

① 短答式試験の合格基準

総合点で概ね7割を基準に土地鑑定委員会が相当と認めた得点とします。ただし、総合点のほかに各試験科目について一定の得点を必要とするものとします。

② 論文式試験の合格基準

総合点で概ね6割を基準に土地鑑定委員会が相当と認めた得点とします。ただし、総合点のほかに各試験科目について一定の得点を必要とするものとします。

なお、免除科目がある場合は、免除科目を除いた科目の合計得点を基に偏差値等を用いて算出した総合点に相応する点数を、その者の総合点として判定します。

2. 申込手続

(1) 電子申請の場合

電子申請は、「e-Gov電子申請」(以下、「e-Gov」という。)に従い行ってください。
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

受付期間終了間際に行った場合、願書の提出が期間内になされない可能性がありますので、十分な余裕をもって行ってください。

① 受付期間

令和7年 2月6日(木)～ 3月7日(金)

※ 受験願書がe-Govに到着した時点をもって受付をしたものとみなします(3月7日(金) 24時まで受付)。

※ システムメンテナンスのため、電子申請が出来ない期間がありますのでご注意ください。

② 提出先

e-Govにより提出してください。

③ 提出書類等

イ) 受験願書(電子申請用): **Excel形式**のまま提出してください。

ロ) 写真

電子申請による場合: **JPEG形式**の電子化された写真1ファイル

※ファイル名はローマ字名前生年月日

例) 不動ちか S55.5.5 ⇒ fudochika19800505.jpg

※ファイルサイズは1MB以内

寸法以外の条件は書面申請の場合と同じです(17頁参照)

別途郵送による場合: 上記の受付期間内に土地鑑定委員会事務局(7頁(2)②提出先の住所)あてに郵送してください。

写真の裏面に氏名、生年月日、電話番号を必ず書いてください。

ハ) 論文式試験の科目免除を申請する場合は、上記の受付期間内に証明書類を郵送する必要があります(「7. その他の手続」(12～14頁)をご覧ください。)

※ 写真、証明書類についても受付期間内(3月7日まで)に提出してください。

④ 受験手数料の納付方法等

イ) 受験手数料: **12,800円を電子納付してください。**

(注1) 電子納付では領収書は発行されません。

(注2) 短答式試験の免除や論文式試験の科目の免除がなされる場合においても同額です。

ロ) 納付期限: **令和7年 3月12日(水)(厳守)**

(注) 受験手数料は、受験願書を送信後、3月12日(水)までに金融機関へ納付してください。期限までに納付されない場合や期限後の納付(システム上の問題があった場合を含みます)となった場合、申込みの受理はできません。

ハ) 電子申請の場合は、電子納付に限ります。電子納付の詳細については、e-Gov電子納付(<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/payment>)をご覧ください。

注意) 受験願書を送信する前に納付することはできません。以下の順で納付手続を行ってください。

① 受験願書の送信

② 送信後に表示される手数料納付情報で、収納機関番号、納付番号及び確認番号を確認

③ ②の番号により、12,800円を金融機関に納付(3月12日(水)まで・厳守)

二) 受験手数料は、申込みを取り下げた場合や受験しなかった場合でも返還しません。

(2) **書面申請**の場合

① 受付期間

令和7年2月6日(木)～3月7日(金)

令和7年3月7日(金)までの消印有効(受付期間を過ぎて届いたものは一定期間後に返送されます)

② 提出先

〒270-1399

千葉県印西市中央南2-4

日本郵便株式会社印西郵便局私書箱7号

国土交通省土地鑑定委員会事務局

③ 提出方法

郵送のみ(窓口への持参はできませんのでご注意ください)

※ 封筒(角形2号:縦33.2cm×横24.0cm程度)の表面に「不動産鑑定士試験受験願書在中」と赤字で記載し、必ず簡易書留又は書留で送付してください。
18頁の「受験願書提出用封筒の記載例」を参照してください。

お願い!

- 郵送後の受験願書の到着の確認は、日本郵便株式会社の「追跡サービス」(<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>)をご利用ください。
国土交通省への電話による到着の確認は、お控えください。
- 発送時に発行された受領証(お客様控)は、受験票が届くまで必ずお持ちください。

④ 提出書類等

イ) 受験願書(整理票を含む。)

- ・ 受験願書から整理票部分を切り離さないでください。
- ・ 整理票部分に写真(縦45mm×横35mm又は縦40mm×横30mm)を貼付してください。

ロ) 短答式試験の免除又は論文式試験の科目免除を申請する場合は、証明書類の添付が必要となります(「7. その他の手続」(12～14頁)をご覧ください。)

※ 必ず受験願書を送付する封筒に同封してください。

⑤ 受験手数料の納付方法

イ) 受験手数料として **13,000円分の収入印紙**を受験願書の収入印紙貼付欄に貼ってください。なお、消印はしないでください。

(注1) 短答式試験の免除や論文式試験の科目の一部免除がある場合も同額です。

(注2) 収入印紙貼付欄に収まるように貼ってください。別紙での提出はできません。

ロ) 受験手数料の納付は、**収入印紙**に限ります。現金、郵便切手、収入証紙等によることはできません。

ハ) 収入印紙は、郵便局等の窓口で取り扱っています。

ニ) 受験手数料は、申込みを取り下げた場合や受験しなかった場合でも返還しません。

3. 受験票

(1) 短答式試験の受験票

- ・ 受験番号、試験場等を記載した受験票を5月上旬に郵送します。
- ・ 受験票が令和7年5月13日(火)までに到着しない場合は、土地鑑定委員会事務局(連絡先3頁)までお問合せください。

※ 短答式試験の受験票は、短答式試験の免除を申請した者には送付しません。

(2) 論文式試験の受験票

- ・ 受験番号、試験場等を記載した受験票を7月中旬に郵送します。
- ・ 受験票が令和7年7月23日(水)までに到着しない場合は、土地鑑定委員会事務局(連絡先3頁)までお問合せください。

※ 論文式試験の受験票は、短答式試験の合格者及び短答式試験の免除を申請した者のみに送付します。

4. 試験地及び試験場

(1) 短答式試験の試験地

北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都特別区、新潟県新潟市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市、福岡県福岡市及び沖縄県那覇市

※ 受験申込後、受験申込者の都合により変更することは認めていません。

(2) 論文式試験の試験地

東京都特別区、大阪府大阪市及び福岡県福岡市

※ やむを得ない事情により試験地の変更を希望する場合は、「7. その他の手続」(14頁)をご覧ください。

(3) 試験場

各地の試験場については、短答式試験、論文式試験ともに試験日の1ヶ月前までに国土交通省ウェブサイトに掲載します。(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/shiken.html)

なお、受験票に、試験場を記載して通知します。

(4) 試験場の注意事項

- ① 試験場へは公共交通機関をご利用ください。自動車、オートバイ、自転車等の駐車、駐輪は厳禁とします。
- ② 着席位置等により室温に差が生じる場合がありますので、各自で室温の高低に対応できるよう、服装には十分注意してください。
- ③ 試験場によっては、付近に昼食をとるところがない場合があります。

5. 試験当日

(1) 試験当日の日程（予定） ※ 短答式及び論文式ともに共通

開 場	9時15分
着席時刻	9時45分 ※ 受験上の注意事項等の説明及び試験問題等の配付を行います。
午前の試験	10時00分～12時00分（120分）
着席時刻	13時15分 ※ 受験上の注意事項等の説明及び試験問題等の配付を行います。
午後の試験	13時30分～15時30分（120分）

- ① 試験場の設営が終了していない場合は、終了するまで入室をお待ちいただくことがあります。
- ② 試験開始前に、受験上の注意事項等の説明をしますので、9時45分（午後の試験は、13時15分）までに着席してください。
- ③ 試験開始時刻までに入室しない場合は、原則として受験を認めません。
- ④ 免除申請した科目以外の科目を欠席した場合は、受験が無効となり、以後の科目を受験することはできません。

(2) 携行品

着席時刻以降は、次に掲げる携行品以外のものは、机の上に置いてはいけません。また、衣服のポケット等にも入れてはいけません。スマートウォッチ、スマートグラス、イヤホン等のウェアラブル端末は身につけてはいけません。筆記具入れを含め全てカバン等の中にしまい、足下に置いてください。

試験会場での荷物の預かりはできませんので、自席で保管できない荷物の持込みはお控えください。

なお、試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。

① 受験票

- ※ 受験票を所持しない者の受験は原則として認めません。試験中は試験官に見えるように机の上に置いてください。
- ※ 受験票は、試験終了後持ち帰り、合格発表まで（合格者は、合格証書等の通知を受け取るまで）大切に保管してください。

② 筆記用具等

- ※ 不正行為防止のため、場合によっては、確認させていただくことがあります。
- ※ 計算器具、ホチキス等、以下に記載の筆記用具等について、貸出しは行いません。

【短答式試験】

・ 黒鉛筆（B又はHB）

※ それ以外の筆記具でマークシート用紙にマークした場合は、無効となります。

※ シャープペンシルでマークシート用紙にマークした場合、正確に読み取れないおそれがあるので、シャープペンシルの使用は不可ですが、メモ等での使用は認めます。

・ 消しゴム（プラスチック製）

【論文式試験】

- ・ ボールペン又は万年筆（黒インク又は青インク）
 - ※ それ以外の筆記具で答案を記載した場合は、無効となります。
 - ※ 消しゴム等で消えるボールペンの使用は禁止しております。

- ・ 定規（分度器、三角定規含む。目盛り以外の表記がないもの）

- ・ 鉛筆、シャープペンシル、消しゴム（プラスチック製）
 - ※ 答案の下書きとして使用することは認めます。

- ・ 下敷き
 - ※ 無地のものだけに限り使用することを認めます。

- ・ 計算器具：電子式卓上計算機（電卓）、算盤又は計算尺
 - ※ 8月3日（日）午前の〔会計学〕及び8月4日（月）午後の〔不動産の鑑定評価に関する理論（演習）〕において使用可
 - ※ 電卓は、以下の全ての要件に該当するものに限り1台のみ持ち込みを認めます。
 - ・ 電源内蔵式で、使用時にキー操作音やアラーム等の音が鳴らないもの
 - ・ 紙に記録する機能及びプログラム入力又はプログラム記憶機能を有しない、計算機能のみのもの
 - ・ 関数電卓機能（例えば sin、cos、tan、log、べき乗、 Σ 、微積分、行列等の表示・計算機能や金利計算機能）を有しないもの
 - ※ 要件に該当するかどうか迷った場合は、事前に土地鑑定委員会事務局へお問合せ下さい。

- ・ ホチキス
 - ※ 8月4日（月）午後の〔不動産の鑑定評価に関する理論（演習）〕において使用可

注) 修正液は使用できません。訂正する場合は、二重線を引くなどして訂正してください。

③ その他持ち込みが可能なもの

- ・ 蓋付きペットボトル500ml程度のもので1本
 - ※ 試験中の飲食は原則禁止しますが、水分補給のため蓋付きのペットボトルに限り、試験中飲むことを認めます。ただし、机の上に容器を置かず、必ず蓋を閉めて足もとに置き、机の上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損しないよう十分に注意してください。なお、ペットボトルカバーの使用及び缶、瓶、水筒等による飲料の持込みは認めません。

- ・ 蛍光ペン、色鉛筆
 - ※ 問題検討のため、問題用紙に使用する場合に限り認めます。

- ・ 時計、ストップウォッチ
 - ※ 試験室に時計が設置されていない場合がありますので、試験中に時間の確認をしたい方は時計を持参してください。
 - ※ 計時機能のみのものに限りです。スマートウォッチ等の通信機能、撮影機能等を有するものは使用できません。また、アラーム等音の出る機能の使用は不可とします。
 - ※ 試験官が試験実施上問題があると判断した場合は、使用を取り止めていただくことがありますので、その際は、速やかに指示に従ってください。

- ・ ハンカチ、ティッシュ
 - ※ 衣服のポケット等には入れず、試験中は机の上に置いてください。

(3) 注意事項

- ① 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、若しくは試験を受けることを禁止され、3年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとされることがあります。
- ② 試験場に掲示する注意事項等を確認してください。また、試験場内では試験官の指示に従ってください。試験中においても、試験官が必要と認めた場合は、携行品等の確認をすることがあります。試験官の指示に従わない場合は、不正行為とみなすことがあります。
- ③ 携帯電話、ウェアラブル端末等の通信機器は、時計又は計算器具としても使用できません。必ず電源を切り、会場で配付する封筒に入れ、カバン等の中にしまってください。試験中に携帯していたり、着信音やアラーム等の音が鳴った場合は、不正行為とみなすことがあります。
- ④ 試験室内は常時禁煙とし、試験中の飲食は禁止します（ガム、飴等も禁止）。ただし、水分補給のためのペットボトルの取扱いについては、5. (2) ③に記載のとおりとします。
- ⑤ 試験当日のマスクの着用は個人の判断でお願いします。マスクをされている方は、試験官が写真照合を行う際は外してください。
- ⑥ 耳栓の使用は、認めません。
- ⑦ 試験時間終了前に答案用紙を提出して退出することは認めません。
- ⑧ 試験終了の合図があったら直ちに筆記を止め、筆記用具を机の上に置いてください。筆記用具を持ち続けている場合は、不正行為とみなすことがあります。
- ⑨ 受験した科目の問題用紙は、試験終了後に持ち帰ることを認めます。
- ⑩ ゴミ等は、必ず各自持ち帰ってください。
- ⑪ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方、また、発熱、咳等の症状があり感染が疑われる方は、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、欠席者向けの再試験の実施は予定しておりません。
- ⑫ 当日試験会場での試験官の指示に従わない場合等には、受験をお断りすることがあります。
- ⑬ 自然災害等により試験の実施が困難な特段の事情が発生した場合には、全試験会場にて試験の一斉延期等をさせていただく場合があります。その他、試験の実施等に関して変更等があった場合には、国土交通省ウェブサイトでお知らせ致しますのでご確認ください。
(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/shiken.html>)

6. 合格発表

※ 電話による合否の問合せには、一切応じられません。

(1) 短答式試験の合格発表・・・合格者の受験番号を発表

① 令和7年6月25日（水）10時予定・・・国土交通省ウェブサイトに掲載
(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/shiken.html>)

② 令和7年7月 3日（木）まで・・・・・・・・合格通知書到着

③ 令和7年7月 4日（金）予定・・・・・・・・官報公告

※ 短答式試験に合格した者は、当該短答式試験の合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる短答式試験が免除されます（翌年以降の受験申込時に短答式試験の免除申請が必要です。）。

(2) 論文式試験の合格発表・・・合格者の受験番号を発表（官報には受験番号及び氏名を掲載）

① 令和7年10月17日（金）10時予定・・・国土交通省ウェブサイトに掲載
(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/shiken.html>)

② 令和7年10月27日（月）まで・・・・・・・・合格証書到着

③ 令和7年11月 4日（火）予定・・・・・・・・官報公告

※ 国土交通省における掲示は行いません。

7. その他の手続

(1) 短答式試験の免除

① 令和5年又は令和6年不動産鑑定士試験短答式試験に合格し、かつ、短答式試験の免除申請をした者については、短答式試験を免除します。

② 受験願書の「短答式試験の免除申請欄」に必要事項を記入してください。

③ 書面申請の場合は、下記のいずれか1つの証明書類を貼付してください。

【証明書類】

イ) 令和5年又は令和6年の短答式試験合格通知書の原本又は写し（コピー）

ロ) 令和5年又は令和6年の論文式試験受験票の原本又は写し（コピー）

※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本（原本）を受験願書の裏面に貼付してください。

※ 原本が貼付欄より大きい場合は、折りたたんでください。写し（コピー）が貼付欄より大きい場合は、縮小コピーをしてください。

※ 貼付された書類は全てお返ししませんので、予めご了承ください。

※ 上記証明書類のいずれの書類もない場合、合格証明書を発行の上で提出してください。合格証明書の発行については、国土交通省ウェブサイトをご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_001705.html)

なお、合格証明書の発行には、一週間程度要しますので早めに申請をしてください。

- ④ 電子申請の場合は、短答式試験の免除に係る証明書類は不要です。
 ただし、氏名の変更がある場合は、戸籍抄本（原本）を郵送してください。この場合、戸籍抄本（原本）はお返ししませんので、予めご了承ください。

(2) 論文式試験の科目の一部免除

- ① 下表の左欄に該当する者は、同表の右欄の科目について免除を申請することができます。

論文式試験の科目の一部免除を受けることができる者	免 除 科 目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学（予科を含む。）、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校（以下この表において「大学等」と総称する。）において通算して3年以上法律学に属する科目の教授又は准教授（助教授）の職にあった者 ・ 法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 	民 法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等において通算して3年以上経済学に属する科目の教授又は准教授（助教授）の職にあった者 ・ 経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 	経 済 学
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等において通算して3年以上商学に属する科目の教授又は准教授（助教授）の職にあった者 ・ 商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 	会 計 学
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等試験本試験に合格した者 	合格した試験において受験した科目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士試験に合格した者又は旧公認会計士試験第二次試験に合格した者 	会計学及び合格した試験において受験した科目（民法又は経済学）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た者 	民 法

※ なお、免除を申請することができる科目が複数ある場合は、その全部の免除を申請することはもとより、その一部のみを任意に選択して免除を申請することもできます。

- ② 受験願書の「論文式試験の科目の一部免除申請欄」に必要事項を記載して申請してください。
- ③ 論文式試験の科目の一部免除に該当することを証明する書類（証明書類）の原本を用意してください。

〔証明書類の例〕

- ・ 教授又は准教授（助教授）の職にあった者・・・在職（在籍）証明書（3年以上の在職があきらかになるもの）、担当科目がわかるもの（講義概要、学歴及び履歴書、研究業績一覧等）
- ・ 博士の学位を授与された者・・・博士学位授与証明書
- ・ 高等試験本試験に合格した者・・・合格証明書

- ・公認会計士試験・旧公認会計士試験第二次試験に合格した者・・・公認会計士試験・旧公認会計士試験第二次試験合格証明書（受験した科目の記載があるもの）（公認会計士・監査審査会発行）
- ・司法修習生となる資格を得た者・・・下記の2種類の証明書が両方とも必要となります。
 - 司法試験合格証明書（法務省発行）
 - 法科大学院修了証明書（法科大学院発行）又は司法予備試験合格証明書（法務省発行）

④ 書面申請の場合は、下記により、証明書類の原本を提出してください。

証明書類の原本を受験願書の裏面に貼付してください。貼付欄より大きい場合は、折りたたんでください。

証明書類の原本の返却を希望する場合は、証明書類の原本を受験願書にクリップ等で添付し併せて返信用の封筒を郵送してください。

【ご注意ください】

返信用の封筒には、簡易書留又は書留の料金を含む郵便切手を貼付し、宛名に返送先を明記してください。返信用の封筒が同封されていない場合は、原本を提出したものとみなし、返却することはできませんのでご注意願います。

なお、証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本（原本）を貼付してください。この場合、戸籍抄本（原本）はお返ししませんので、予めご了承ください。

⑤ 電子申請の場合は、証明書類の原本を受験願書受付期間内（3月7日まで）に土地鑑定委員会事務局（7頁（2）②提出先の住所）あてに郵送してください。

証明書類の原本の返却を希望する場合は、併せて返信用の封筒を郵送してください。返信用の封筒については、上記④に記載のとおりです。

また、証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合についても、上記④に記載のとおりです。

⑥ 免除の可否の審査に必要がある場合には、受験願書の受領後、申請者に対して、内容の確認を行うほか、追加書類の提出を求めることがあります。

（3）受験願書の提出後、記入事項に変更があった場合

① 住所、氏名又は連絡先に変更があった場合は、速やかに土地鑑定委員会事務局（連絡先3頁）までご連絡の上、変更届を提出してください。なお、住所が変更となる場合、郵便局に転居届を提出してください。転居届が出されていない場合、受験票等が届かないことがあります。

変更届の様式と提出方法は、国土交通省ウェブサイトに掲載しております。

(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/shiken.html>)

② 短答式試験の試験地の変更は認められません。

③ 論文式試験の試験地の変更は、遠隔地への転勤等やむを得ない事情がある場合に限り認めます。

7月1日（火）までに、土地鑑定委員会事務局（連絡先3頁）までご連絡いただくとともに、変更届を提出してください。それ以降の変更は、一切認められません。

変更届の提出方法等は上記①に記載のとおりです。

(4) 身体上の障害等に係る特別措置

- ① 身体上の障害等により受験の際に特別な措置を希望する場合は、受験願書提出前に、土地鑑定委員会事務局（連絡先3頁）までご連絡ください。
 - ※ 特別措置申請書及び障害の症状及び程度を証明する書類（身体障害者手帳の写し（コピー）又は医師の診断書等）が必要です。
 - ※ ご連絡が試験日の直前である場合やご連絡いただいた内容によっては、対応できないことがあります。
- ② 受験願書提出後、新たに障害等の事由が発生した場合については、速やかに土地鑑定委員会事務局（連絡先3頁）にご連絡ください。

(5) 論文式試験の成績通知

合格者に対しては、総得点、総合順位及び科目別得点を掲載した成績通知書を、不合格者に対しては、これに加えて、次年以降の受験の参考としていただくため、当該不合格者の順位により区分した科目別ランクを掲載した成績通知書を通知します（11月中旬頃）。（令和7年から新たに合格者に対しても論文式試験結果の成績通知書を配布することに致しました。）

※ 免除申請をした科目以外で、欠席した科目がある者には、当該成績通知書を通知しません。

8. 個人情報取扱い

出願及び試験により取得した個人情報は、試験の実施に使用するほか、不動産鑑定士試験制度の検討に関する資料の作成のために利用する場合があります。

9. 受験願書記入上の注意

- ① 受験願書の記入例（16頁～19頁）に従って、※印を付した欄を除き、該当する全ての欄に必要な事項を漏れなく、正確に記入してください。
 - ※ 特に「住所」の欄は、受験票等が確実に届くように、アパートやマンションなどの建物名、室番号、同居先等まで記入してください。
- ② 記入は、黒又は青のボールペン又は万年筆で、楷書で丁寧に書き、数字は算用数字を用いてください。また、口の欄については、該当する口枠に『レ』を記入してください。
- ③ 訂正は、二重線を引いてください。訂正印は不要です。

受験願書（書面申請）の記入例

・氏名は、戸籍のとおり正確に記入してください。

・常用漢字でない漢字については、受験者への各通知、合格発表等において、常用漢字による表記をする場合があります。

申込日を記入してください。

・生年月日の元号、性別については、該当する口の枠をレ点でチェックしてください。

・年齢は、申込日現在で記入してください。

下記の職業区分の中から該当するものを1つ選択し、当該アルファベット記号を記入してください。

ここに記入した住所に受験票を送付します。
住所は、郵便物が確実に届くように、アパートやマンションなどの建物名、室番号、同居先等まで正確に記入してください。

上記住所と住民票の住所が異なる場合は、必ず記入してください。

メールアドレスは、メールでの連絡が可能な方のみ記入してください。

短答式試験の免除を申請する場合は、必ず「申請する」の口の枠をレ点でチェックし、合格年及び受験番号を記入してください。
(合格年は和暦で記入してください。)

短答式試験の免除、論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、免除に該当することを証明する書類を、受験願書裏面の「免除申請証明書類等貼付欄」に貼付してください。

論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、必ず「申請する」の口の枠をレ点でチェックし、免除科目に関して合格した試験等を記入してください。

・論文式試験の希望試験地も必ず記入してください。

・短答式試験の免除を申請する場合は、論文式試験のみ記入してください。

令和7年不動産鑑定士試験受験願書

※短答式
受験番号

※論文式
受験番号

私は、不動産鑑定士試験を受験したいので、以下に記載した内容が真実、かつ正確であることを確認の上、申し込みます。

令和7年 2月 25日 【申込日】
土地鑑定委員会委員長 殿

氏名 鑑定 太郎

氏名 (フリガナ) 姓 名
カニテイ タロウ
鑑定 太郎

※戸籍に記載されている氏名を記入
※フリガナはカタカナで、濁点、半濁点は1文字として記入

生年月日 大正 平成 55年 4月 20日 44歳 性別 男 女

職業区分 F ※下記表より該当する記号を記入
A. 無職 B. 大学院生 C. 大学生(短大含む) D. 中学・高校生 E. 専門学校生
F. 鑑定事務所職員 G. 会社員(Fに該当する者以外) H. 公務員 I. その他(自営業等)

住所 (フリガナ) 〒123-4567
トウキョウト チヨダク カスガセキ0-0-0 カスガセキマンション101号室
東京府県 千代田市 霞が関区 霞が関1丁目0番0号 霞が関マンション101号室

住民票上の住所 (フリガナ) ※上記住所と住民票に記載された住所が異なる場合のみ記入
都道府県 市区郡

連絡先
電話(自宅) 03 (0000)0000
電話(携帯) 090 (0000)0000
電話(その他) 03 (0000)0000 00 鑑定事務所
メールアドレス 00000000@0000.00.jp

短答式試験の免除申請 ※免除申請をしようとする者は、この項目を記入し、裏面に証明書類を貼付

申請する 短答式試験の合格年及び受験番号
令和 年 番

論文式試験の科目の一部免除申請 ※免除申請をしようとする者は、この項目を記入し、裏面に証明書類を貼付

申請する 免除申請科目 免除科目に関して合格した試験等

希望する試験地 ※それぞれ右欄に記載された試験地から希望する試験地を一つ選択し、太枠内に記入

・短答式 東京都 ・北海道 ・宮城県 ・東京都 ・新潟県 ・愛知県
・大阪府 ・広島県 ・香川県 ・福岡県 ・沖縄県

・論文式 東京都 ・東京都 ・大阪府 ・福岡県

収入印紙貼付欄
受験手数料 13,000円 (過不足のないようにしてください)
1. 収入印紙の裏全面にのりをつけて枠内に貼ってください。
2. 収入印紙以外のもの(収入証紙や切手等)は使用できません。
3. 消印はしないでください。

※受付年月日 年 月 日

○ ○ ○ ○		
※短答式試験受験番号	※論文式試験受験番号	
令和7年不動産鑑定士試験 整理票		
希望する短答式試験地 東京都	希望する論文式試験地 東京都	
フリガナ カン テイ	フリガナ タ ロウ	
氏名 鑑定 太郎		
生年月日 大平 55年 4月 20日	年齢 44 歳	
性別 ♀・女		
住所 〒123-4567 東京都千代田区霞が関〇〇〇番〇号 霞が関 マンション 101号室		
電話番号 03 (0000) 0000		
<p>(写 真)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人のみが撮影されたもの 6カ月以内に撮影されたもの 写真の大きさは縦45mm×横35mm又は縦40mm×横30mm 無帽で正面を向いたもの 背景や影がないもの 写真の裏面に氏名及び生年月日を記入し、枠内に収まるように裏全面にしっかりとのりを付け貼付してください。 <p>(令和7年 2月撮影)</p>	<p>チェック欄</p> <p>※ AM科目</p> <p>短答式</p> <p>※ PM科目</p> <p>※特記事項</p>	
	<p>チェック欄</p> <p>※ AM科目</p> <p>論文式1日目</p> <p>※ PM科目</p>	
	<p>短答式 免除</p>	<p>※ AM科目</p> <p>論文式2日目</p> <p>※ PM科目</p>
	<p>論文式 科目免除</p>	<p>※ AM科目</p> <p>論文式3日目</p> <p>※ PM科目</p>

受験願書の「希望する試験地」と同じ試験地を記入してください。
短答式試験の免除を申請する場合は、論文式試験のみ記入してください。

・氏名は、戸籍のとおり正確に記入してください。
・常用漢字でない漢字については、受験者への各通知、合格発表等において、常用漢字による表記をする場合があります。

年齢は、申込日現在で記入してください。

・写真は、下記の規格にあった写真を提出してください。
 本人のみが撮影されたもの
 申込み前6ヶ月以内に撮影されたもの
 写真の大きさは、縦45mm×横35mm 又は縦40mm×横30mm
 無帽で正面を向いたもの
 背景や影がないもの
 ※カラー、白黒は問いませんが、これらに合致しない不鮮明なものは受理しません (写真のコピーやコピー用紙へ印刷したものは不可)。

・人物の大きさは見本程度としてください。
・受験時にメガネを着用する場合は、必ずメガネを着用した写真を使用してください。
・写真の裏面に氏名及び生年月日を記入し、枠内に収まるように裏全面にしっかりとのりを付け貼付してください。

写真の撮影年月を記入してください。

短答式試験の免除を申請する場合は、「免除」と記入してください。

論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、受験願書で申請した「免除申請科目」を記入してください。

整理票の裏面には何も記入しないでください。

受験願書提出用封筒の記載例

(例) 受験願書の提出が書面申請による場合、封筒の表面に以下のとおり記載してください。

必ず!
簡易書留
又は書留

角形2号封筒!

2	7	0	1	3	9	9
---	---	---	---	---	---	---

千葉県印西市中央南2-4

日本郵便株式会社印西郵便局私書箱7号

国土交通省土地鑑定委員会事務局 あて

不動産鑑定士試験受験願書在中

折り曲げ
厳禁

必ず!
赤字

郵送時の注意事項

- 必ず郵便局の窓口で「簡易書留」又は「書留」扱いにて発送してください。
- 消印の日付が受付期間内であることを必ず確認してください。
- ※受付期間 **2/6(木) ~ 3/7(金)**

郵送前の注意事項

- 受験願書を提出する前に、以下の事項を再度確認してください。
 - 受験願書について、整理票部も含めて、記入漏れ及び誤りがないか
 - 収入印紙(13,000円分)を貼付しているか
 - 写真を貼付しているか(整理票)
 - 合格を証明する書類等を添付しているか(免除申請のみ)
- 封筒に、赤字で「不動産鑑定士試験受験願書在中」を必ず記載してください。
- 封筒に、申込者の氏名、郵便番号及び住所を必ず記載してください。

郵送前に
注意事項を
すべて
チェック!

受験願書（電子申請）の記入例

令和7年不動産鑑定士試験受験願書

※短答式
受験番号

※論文式
受験番号

私は、不動産鑑定士試験を受験したいので、以下に記載した内容が真実、かつ正確であることを確認の上、申し込みます。

申込日 2/6～3/7

※入力方法は「年/月/日」 入力例「2025/3/3」

令和7年3月3日 【申込日】

記入漏れ又は誤りがある場合は、こちらに文字がでます。

土地鑑定委員会委員長 殿

氏名 不動 ちか

氏名 (フリガナ)	姓	名
	不動	ちか

※戸籍に記載されている氏名を記入

※フリガナはカタカナで記入

※入力方法「S55/5/5」

生年月日	昭和55年5月5日	年齢	44歳
------	-----------	----	-----

性別	<input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女
----	------------------------------------------------------------

※該当する○にチェック

職業区分	会社員(鑑定事務所職員以外) ▼
------	------------------

※「-」を入れる

住所 (フリガナ)	〒100-8918	※ここに記入した住所に受験票を送付します。
	トウキョウトチヨダクマルサンカクシカク1-1-1チカマンション111	
	東京都千代田区〇△□1-1-1地価マンション111	

※都道府県名から入力。文字間のスペースは不要。アパート等の建物名、室番号、同居先まで正確に記入

住民票の住所 (フリガナ)	※上記住所と住民票に記載された住所が異なる場合のみ記入。都道府県名から記入
サイタマケンサイタマシマルサンカクシカク1-1-1チカタワー3333	
埼玉県さいたま市〇△□1-1-1地価タワー3333	

連絡先	電話(自宅)	12 (3456) 7890	※連絡可能な電話番号を必ず1以上記入
	電話(携帯)	123 (4567) 7890	
	電話(その他)	123 (456) 7890	
	メールアドレス	marubatu@marubatu.go.jp	その他の連絡先名称

※その他は、連絡がとれる電話番号があれば記入(任意) (例)勤務先

※メールアドレスは、メールでの連絡が可能な方のみ記入。必ず半角で記入

短答式試験の免除申請

※該当する○にチェック	<input checked="" type="radio"/> 申請する	短答式試験の合格年及び受験番号
	<input type="radio"/> 申請しない	令和6年 9999番

※免除申請しようとする者のみ記入

論文式試験の科目の一部免除申請

※免除申請の資格を有する者のみ入力(証明書類の提出が必要)

※該当する○にチェック	<input checked="" type="radio"/> 申請する	免除申請科目	民法	会計学	免除科目に関して合格した試験等	公認会計士試験
	<input type="radio"/> 申請しない	※(例)民法、経済学、会計学		※(例)公認会計士試験、司法試験		

希望する試験地 ※それぞれ一つ選択してください。(必須)

短答式試験	論文式試験
免除 ▼	東京都 ▼

論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、免除に該当することを証明する書類(証明書等)を受験願書受付期間内に下記まで送付してください。

〒270-1399
千葉県印西市中央南2-4
日本郵便株式会社印西郵便局私書箱7号
国土交通省土地鑑定委員会事務局

↑ 短答式試験を免除申請された方は、「免除」を選択してください

令和7年不動産鑑定士試験 受験願書配付から合格証書送付まで

- ◇受験案内及び受験願書配付期間
2/5（水）～3/7（金） →受験願書の記入
顔写真等を用意
- ◇試験申込受付期間
2/6（木）～3/7（金） →郵送の場合は、3/7（金）までの消印有効
※受付期間を過ぎたもの、記載不備等のものは、受け付けません。
- ◆試験場（短答式試験）の公表
試験日の1ヶ月前まで →国土交通省ウェブサイト（下記）に掲載
- ◆短答式試験受験票の到着
5/13（火）まで →期日までに受験票が届かない場合は、土地鑑定委員会
事務局（連絡先3頁）までお問合せください。
- ◆短答式試験の実施
5/18（日） →午前10時00分開始 9時45分着席
- ◆短答式試験の合格発表
6/25（水）（予定） →合格者の受験番号を発表
国土交通省ウェブサイト（下記）に掲載
- ・官報公告
7/4（金）（予定）
- ◆短答式試験合格通知書の到着
7/3（木）まで →期日までに合格通知書が届かない場合は、土地鑑定委員
会事務局（連絡先3頁）までお問合せください。
- ◇試験場（論文式試験）の公表
試験日の1ヶ月前まで →国土交通省ウェブサイト（下記）に掲載
- ◇論文式試験受験票の到着
7/23（水）まで →期日までに受験票が届かない場合は、土地鑑定委員会事
務局（連絡先3頁）までお問合せください。
- ◇論文式試験の実施
8/2（土）～8/4（月） →午前10時00分開始 9時45分着席
- ◇論文式試験の合格発表
10/17（金）（予定） →合格者の受験番号を発表
国土交通省ウェブサイト（下記）に掲載
- ・官報公告
11/4（火）予定
- ◇合格証書の到着
10/27（月）まで →期日までに合格証書が届かない場合は、土地鑑定委員
会事務局（連絡先3頁）までお問合せください。

※短答式試験の免除申請をした場合は、◆は関係ありません。

試験に関する最新の情報については、国土交通省ウェブサイトをご覧ください。
また、X（旧 Twitter）でも情報を配信しています。

国土交通省ウェブサイト：<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/shiken.html>
公式 X（旧 Twitter）アカウント：https://x.com/mlit_kanteishi

